

平成27年度

病害虫発生予察情報 第10号

注意報第2号

北海道病害虫防除所 平成27年8月5日

<http://www.agri.hro.or.jp/boujoshou/>

Tel:0123(89)2080・Fax:0123(89)2082

高温経過で水稻のアカヒゲホソミドリカスミカメが多発 発生モニタリングを励行し、適切に追加防除を実施しよう。

アカヒゲホソミドリカスミカメは、斑点米発生の主原因となるカメムシで、第2回成虫は、主に水稻の出穂以降に畦畔や雑草地などから水田へ侵入し、吸汁加害して斑点米を発生させます。

予察灯による第2回成虫の誘殺は、7月上中旬までは平年並に推移してきましたが、気温の高まった下旬以降、長沼町および北斗市で平年を大きく上回っています。予察田におけるすくい取りでも、長沼町および北斗市で7月6半旬の捕獲が平年より多く認められ、このことから水田への侵入活動が活発化しているものと推察されます。また、巡回調査によると、一般田における発生は、基幹防除によりほぼ平年並に推移しているものの、水田内におけるすくい取り成虫数が2頭以上（追加散布が必要となる目安）となっている水田が散見されます。さらに、7月30日付け札幌管区气象台発表の1か月予報によると、向こう1か月の気温は、平年並か高く、特に8月1週目は気温の高い確率が60%と予報されています。本種の成虫は、高温が続くと水田への侵入活動および籾への加害活動が活発になります。また、そのようなときには水田内における第3回幼虫の発生も多くなり、さらに被害が大きくなる恐れがあります。

以上のことから、基幹防除の実施以降も水田内のすくい取りによる発生モニタリングを行い、追加防除が必要と判断される場合には適切に茎葉散布を実施してください。

1 発生地域 全道

2 発生量 多

3 注意報発令の根拠

- (1) 予察灯における成虫誘殺数は、北斗市において7月3半旬、長沼町では同5半旬以降、平年より多く推移している(表1)。
- (2) 予察田における7月6半旬のすくい取り成虫数は、長沼町および北斗市において平年より多い(表2)。
- (3) 一般田における巡回調査では、7月6半旬の水田すくい取りで「きらら397」における追加散布の基準である捕獲頭数2頭以上となる水田が、8月4日現在2地点（上川地方）認められている。
- (4) 7月30日付け札幌管区气象台発表の1か月予報によると、向こう1か月は気温が平年並か高いと予報されている。

表1 予察灯による成虫の誘殺頭数

月・半旬	長沼町		比布町		北斗市	
	本年	平年	本年	平年	本年	平年
7月1半旬	1	11.4	0	3.0	0	3.5
2半旬	4	34.1	0	2.8	0	4.8
3半旬	140	116.1	0	3.4	84	8.7
4半旬	208	209.1	9	4.7	61	28.0
5半旬	796	387.1	2	20.5	117	35.8
6半旬	1209	695.8	15	56.8	141	54.9
平年数	10		10		10	

表2 予察田におけるすくい取り成虫数^{注)}

月・半旬	長沼町				比布町				北斗市			
	水田		畦畔		水田		畦畔		水田		畦畔	
	本年	平年	本年	平年	本年	平年	本年	平年	本年	平年	本年	平年
7月2半旬	0	0.0	0	1.7	0	0.0	0	1.0	0	0.0	0	0.5
3半旬	0	0.0	0	0.4	0	0.0	0	0.9	0	0.0	0	1.0
4半旬	0	1.7	0	2.9	0	0.0	0	0.0	0	0.3	5	0.8
5半旬	0	1.3	1.3	4.6	0	1.3	0	0.1	2.5	1.0	2.5	5.2
6半旬	18.8	2.5	36.3	11.2	0	1.0	0	0.2	5.0	2.3	37.5	4.8
平年数	3				10				10			

注) 20 回振りすくい取り 5 日当たり換算頭数

4. 防除対策

(1) 基幹防除に引き続き、以下のとおり発生モニタリングを行い、追加防除の要否を判断する。

- ①基幹防除に茎葉散布を実施した場合には、2回目散布の5～7日後に水田内のすくい取りを行う。20回振りあたりの捕獲頭数が「きたくりん」、「吟風」では3頭、「きらら397」では2頭、「ななつぼし」、「ほしのゆめ」では1頭に達した場合に追加防除を実施する。その後も、上記水準を下回るまで、7～10日間隔で同様の調査とその結果に基づいた追加防除を継続する。
- ②ジノテフラン液剤またはエチプロール水和剤Fを使用し、基幹防除を出穂期7～10日後の1回散布とした場合も、散布の5～7日後に水田内のすくい取りを行い、上記に準じて追加防除を実施する。
- ③基幹防除に水面施用を実施した場合には、出穂3週目にすくい取り調査を実施し、上記に準じて追加防除を実施する。

(2) 加害期間は水稻の黄熟期までであり、その後の防除は不要である。